

介護職員等処遇改善加算 の取得に向けた 川崎市事業所向けの個別相談窓口 コールセンター 開設しました

メール
相談も!

【相談内容の例】

- 介護職員等処遇改善加算の内容や要件について
- 本加算の取得手続きについて（川崎市への申請方法や提出方法について）
- 様式（計画書や実績報告書等）の作成方法や書き方について
- 本加算の算定要件を満たすために必要な取組について
- 加算区分Ⅴ（経過措置区分）からの移行について



専用番号：045-211-5871

※R7年4月、R8年3月のみ 増回線 ⇒ 045-211-5872

専用Mail: kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

※メールは原則3営業日以内に返信いたします。

開設期間：令和 7年4月1日(火)～ 8年3月31日(火)

応対時間：平日 9 時 から 17 時

[土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除く]

●別途、無料個別相談（対面またはオンライン）をご希望の方はその旨をお伝えください。

受託団体
お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F

<http://www.kaigo-center.or.jp>

